

補助金交付申請書

年 月 日

館山市長

様

住所

申請者

氏名

印

年度において、浄化槽を設置したいので、館山市浄化槽設置事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所	館山市
2 浄化槽の型式	名称 認定番号
3 設置浄化槽の規模	人槽
4 交付申請額	金 円
5 住宅所有者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）
6 住宅の種類	1 一般住宅 2 併用住宅（ ）
7 着工予定年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他（ ）

# 委任状

住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、館山市浄化槽設置事業補助金について下記の権限を委任します。

記

1 館山市浄化槽設置事業補助金の申請及び受領に関する権限

年 月 日

住所

氏名

印

第3号様式（第8条第1項）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

館山市長 様

住 所

申請者

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました浄化槽設置事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

（理由）

# 工 事 請 負 契 約 書

第 1 条 発注者 (以下「甲」という。)及び浄化槽工事業者  
(以下「乙」という。)は、館山市浄化槽設置事業補助金の交付を受けて甲が行う浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第 2 条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 館山市 番地  
工事の期間 年 月 日 ~ 年 月 日  
設置する浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上・放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る浄化槽であること。

なお、処理対象人員10人以下のものについては、上記の機能に加え、『合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針』に適合する機能を有する浄化槽であること。

金額 \_\_\_\_\_ 円  
支払方法 1 現金 2 その他

第 3 条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第 4 条 乙はこの契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項の規定に伴い、浄化槽設備士 \_\_\_\_\_ に実地に監督させ、または自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第 5 条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第 6 条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第 7 条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により期限内に工事を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示し工期の延長を求めることができる。この場合、延長日数は甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、館山市が定める浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事について改善の指摘が甲の責めに帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は引渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅延日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 注文者 住所  
氏名

乙 請負者 住所  
氏名

( 浄化槽工事業登録番号 : )  
又は届出番号 : )

市税等の滞納がないことの証明願

年 月 日

館山市長 様

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

電 話

【代理人記入欄】代理人の方の場合のみ記入してください

住 所

氏 名

館山市浄化槽設置事業補助金の交付申請のため必要ですので、本日現在において、私に市税の滞納が無いことを証明願います。

注) 本人以外の方が窓口で申請する場合は、代理人記入欄を記入してください。

納付後2週間以内に申請する場合は、領収書等の納付確認できる書類を求める場合があります。

---

証 明 欄

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

館山市長

第4号様式(第9条)

実 績 報 告 書

年 月 日

館山市長 様

住 所

申請者

氏 名

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けました浄化槽設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日



# 浄化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設置場所

施設の名称

建築物の用途 処理対象人員（人槽） 人 人槽

浄化槽協会登録番号 (単・合) 第 号

浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者住所・氏名 登録番号

登録・届 知事 ( ) 第 号

印

担当浄化槽設備士氏名 交付番号

印

第 号

<別表> チェックリスト

検査項目	チェックポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞はないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接続等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な弁が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブローの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
保守点検契約	有 保守点検業者名 登録番号 無	
放流先	有 無 蒸発散・	

# 浄化槽の保守点検及び清掃に関する誓約書

年 月 日

館山市長 様

私は、貴市から補助を受けた浄化槽について、浄化槽法第10条を遵守することを誓約します。

住 所

氏 名

確 約 書

年 月 日

館山市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けました浄化槽設置事業につきまして、浄化槽を設置した当該補助対象建築物に居住することについて下記のとおり確約します。

記

- 1 当該補助対象建築物に居住することが実績報告書提出時までに関に合わない理由

(具体的に)

[ ]

- 2 居住予定日

年 月 日

(注意)

居住とは、生活の本拠を浄化槽を設置する補助対象建築物(市長が別に定める。)に有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条に規定する住民票に当該補助対象建築物に住所を定めていることが記録されていること、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条に規定する外国人登録原票に当該補助対象建築物に住所を定めていることが登録されていることをいいます。

上記予定日までに居住しない場合、補助金交付の条件に違反することになり、補助金の交付を取り消し、既に補助金が交付されている場合当該補助金を返還していただくこととなります。

# 口座振替払申出書

私に支払われる館山市浄化槽設置事業補助金については、下記預金口座へ口座振替してください。

金融機関名・本支店名	預金種目 該当に 印	口座番号	フリガナを記入して下さい ----- 口 座 名 義 人
金融機関名	普通 ・ 当座 ・ (    )		フリガナ -----
----- 本・支店名			

預金通帳を確認のうえ間違いのないようご記入ください

年    月    日

住 所

氏 名

印

第6号様式(第10条第1項)

補助金交付請求書

年 月 日

館山市長

様

住 所

申請者

氏 名

印

年度浄化槽設置事業に対する補助金について交付を受けたいので、館山市浄化槽設置事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円